# 承認工事の手引き

（道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請）

犬山市都市整備部土木管理課

令和７年３月

# 目 次


フローチャート ―――― １ページ

１．申請から完了までの流れ ―――― ２ページ

２．許可基準

Ⅰ．乗入れ口編

（１）乗入口新設

１．原則として乗入口の設置を禁止する箇所 ―――― ３ページ

２．設置箇所数 ―――― ３ページ

３．乗入口の設置幅 ―――― ４ページ

４．乗入口の標準形状 ―――― ５ページ

５．舗装 ―――― １０ページ

６．その他留意事項 ―――― １０ページ

７．側溝入替え ―――― １１ページ

（２）乗入口撤去 ―――― １３ページ

（３）乗入口移設 ―――― １３ページ

（４）乗入口拡幅 ―――― １３ページ

Ⅱ．道路改良編

（１）道路計画

1.道路形状 ―――― １４ページ

2.道路取付部 ―――― １４ページ

3.道路横断勾配 ―――― １６ページ

4.その他 ―――― １６ページ

（２）排水施設

1.排水勾配 ―――― １６ページ

2.通水断面 ―――― １６ページ

3.側溝 ―――― １７ページ

4.道路横断部 ―――― １８ページ

5.集水桝 ―――― １９ページ

6.小口止め ―――― １９ページ

（３）舗装 ―――― ２０ページ

（４）のり面保護・擁壁 ―――― ２０ページ

（５）道路安全施設 ―――― ２１ページ

（６）その他 ―――― ２１ページ

３．提出書類 ―――― ２２ページ

４．問い合わせ先 ―――― ２３ページ

# フローチャート

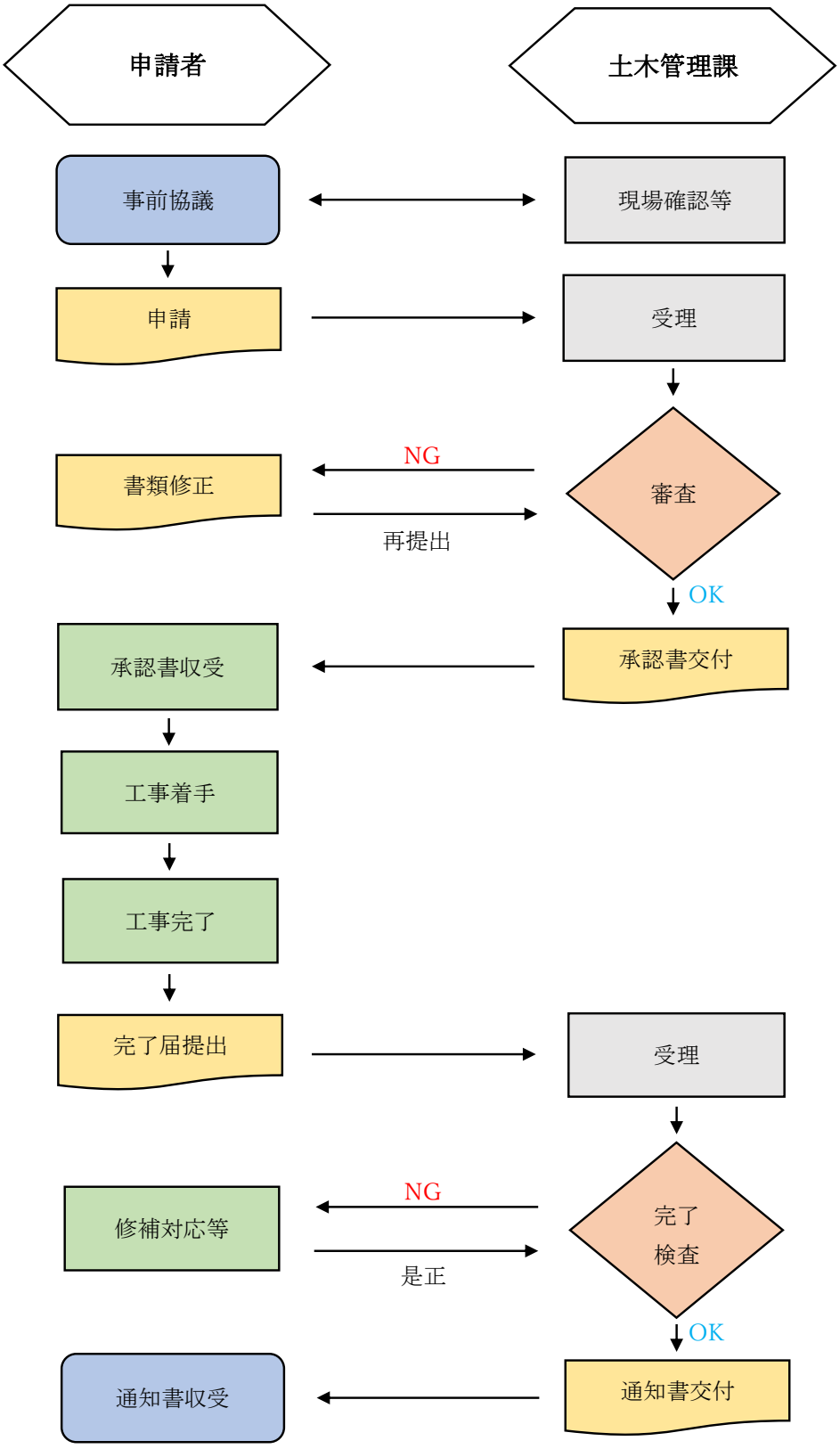
申請者
土木管理課
事前協議
現場確認等
申請
受理
審査
NG
書類修正
再提出
OK
承認書交付
承認書収受
工事着手
工事完了
完了届提出
受理
完了
検査
NG
修補対応等
是正
OK
通知書交付
通知書収受

# 定義

この手引きにおいて「承認工事」とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の規定により道路管理者（同法第１８条第１項に規定する道路管理者をいう。）の承認を受けて行われる道路（市道に限る。）に関する工事をいう。

# １．申請から完了までの流れ

（１）申請

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書（以下、「申請書」とする。）を、申請書記載の添付書類と併せて、2 部提出すること。

※申請書を提出する前に施工方法等を図示し、事前に土木管理課と協議すること。

（２）審査

申請書を受理後、土木管理課が申請書の内容について審査を実施する。審査の結果、土木管理課から図面の修正や指摘事項があれば再度協議し、申請書を再提出すること。

（３）承認

土木管理課が発行した工事承認書（公印付申請書）を受け取る。承認後、申請内容に変更が生じた場合、道路に関する工事の設計及び実施計画承認変更申請書を提出し、再度承認を得ること。

※工事開始前までに犬山警察署より道路使用許可を得ること。

※通行止め規制を行う場合は、工事開始前までに、防災交通課（コミュニティバス)、環境課（ゴミ収集車)、消防署（消防車・救急車）と協議を行い、当該工事箇所の通行止め規制について各課の了承を得ること。

（４）工事完了届提出

工事が完了したら、速やかに工事完了届を提出すること。添付資料として、工事写真（本手引き 29 ページ「承認工事 完了写真項目一覧表」を参照）を合わせて提出すること。

工事写真は幅・厚み・施工状況等がわかる写真とすること。なお、写真管理については愛知県建設局発行の土木工事標準仕様書に準じること。

（５）完了検査

土木管理課は、工事完了届を受理後、完了検査を実施する。検査の結果、是正箇所がある場合、土木管理課の指示どおり修補を行うこと。検査合格後、検査結果通知書を受け取り、施工箇所を土木管理課に引き渡すこと。

※検査結果に関わらず、引き渡し後 1 年の間に剥離、沈下、亀裂その他の損傷が生じた場合や、当該申請に係る規定・条件・指示事項に違反して施工したことが判明した場合には、申請者の費用・責任により修補・改修すること。

# ２．許可基準

## Ⅰ．乗入口編

本編においては、主に「愛知県建設局　道路構造の手引き」に準ずるが、以下に承認工事における市の基本的事項や独自の基準を設けているため、土木管理課と協議し施工方法を決定すること。

（1）乗入口新設

1．原則として乗入口の設置を禁止する箇所

・道路交通法 44 条第 1 項各号に規定されている箇所には乗入口を設置できないものとする。

| |
|---|
| 一　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル<br>二　交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分<br>三　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分<br>四　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分<br>五　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）<br>六　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分 |

※道路交通法第 44 条第 1 項より抜粋

2．設置箇所数

・乗入口の設置箇所数は、1 施設に対し 1 箇所とする。ただし、ガソリンスタンドや駐車場、店舗等で、自動車の乗入れが多いことが想定される場合は、工事計画書又は理由書を基に土木管理課と協議し、当該計画地における適切な乗入口の設置箇所数を決定すること。

３．乗入口の設置幅

・乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表のとおりとする。歩行者の安全確保のため、乗入れの設置幅は最小に留めること。ただし、乗入れ車両が多く、相互通行ができないと道路渋滞が発生すると想定される箇所で、B 型乗入れ又は C 型乗入れの設置を計画する場合は、理由書と車両軌跡図を基に土木管理課と協議し、当該計画地における適切な設置幅を決定すること。

| 歩道の形式 ＼ 自動車の種類 | | フラット式<br>セミフラット式 | マウントアップ式 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ブロックすり付け | ブロック巻き込み |
| 乗入口の設置幅 | A型 | 3.0m | 3.0m | 4.0m |
| | B型 | 6.0m | 6.0m | 7.0m |
| | C型 | 必要巾<br>（10.8m以下） | 必要巾<br>（10.8m以下） | 必要巾<br>（12.0m以下） |
| 輪荷重影響幅 | A型 | 1.5m | 1.5m | 1.0m |
| | B型 | 2.0m | 2.0m | 1.5m |
| | C型 | 2.6m | 2.6m | 2.0m |

※A型乗入れ：乗用車・小型貨物自動車（一般住宅用）

B型乗入れ：普通貨物自動車用 6.5ｔ積以下、乗用車であっても乗入れ内で相互通行の必要があると認められたもの

C型乗入れ：大型・中型貨物自動車用 6.5ｔ積を超えるもの

４．乗入口の標準形状

・「愛知県建設局　道路構造の手引き」に準ずる。

(a) セミフラット式

①一般部

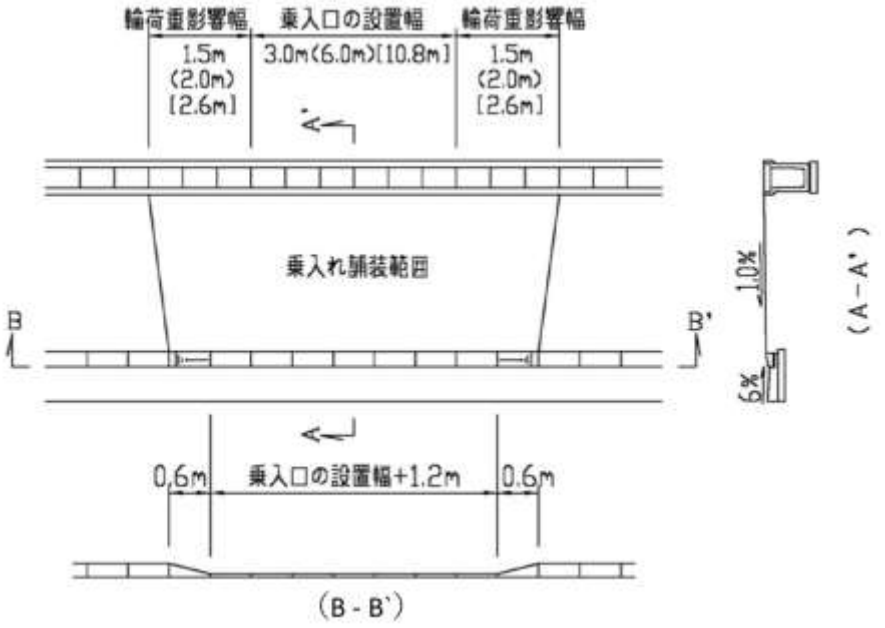


②植樹帯設置部

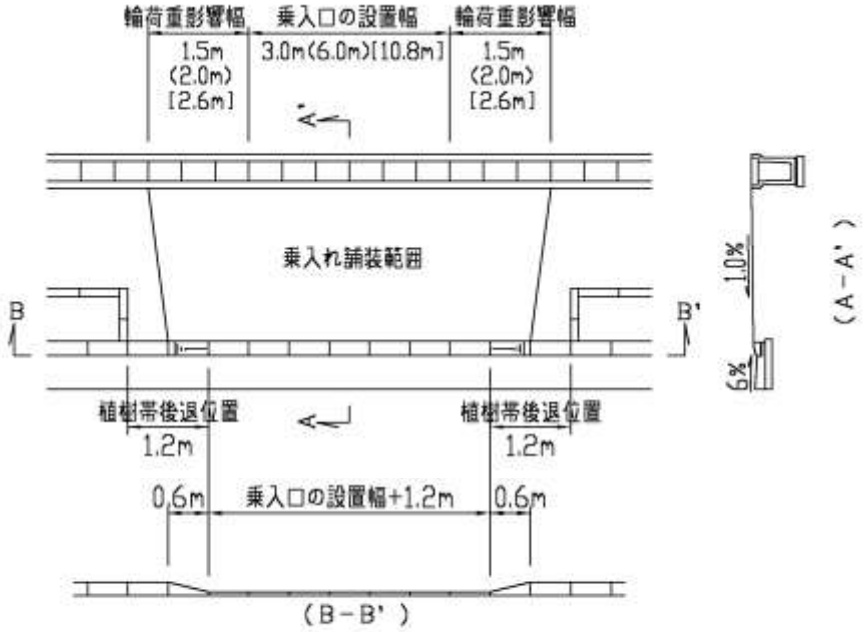

③ガードパイプ設置部

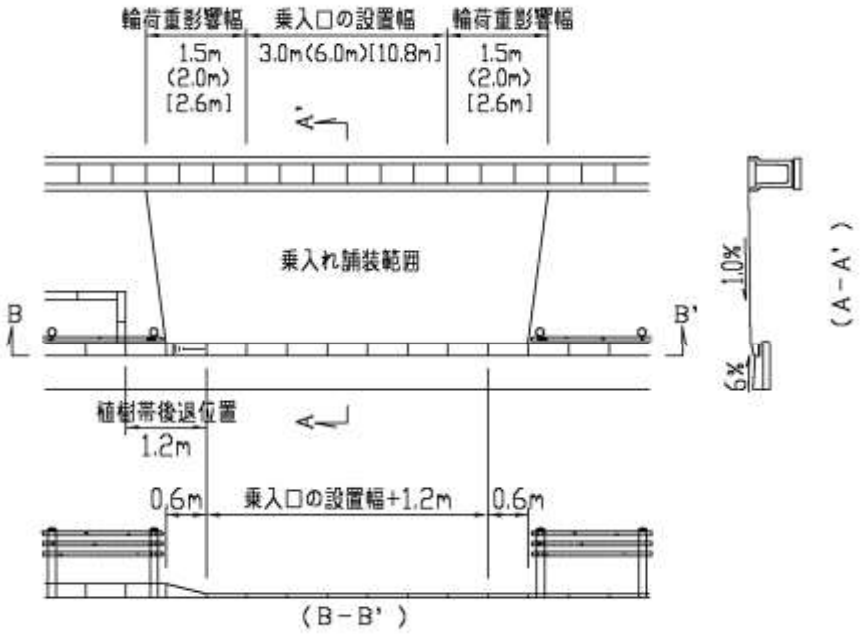


（b）フラット式

①一般部

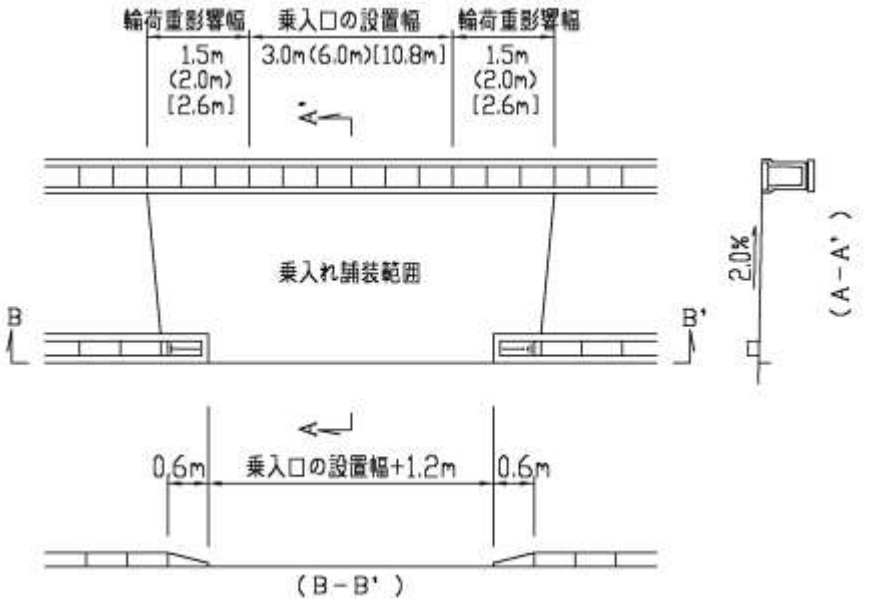

②植樹帯設置部

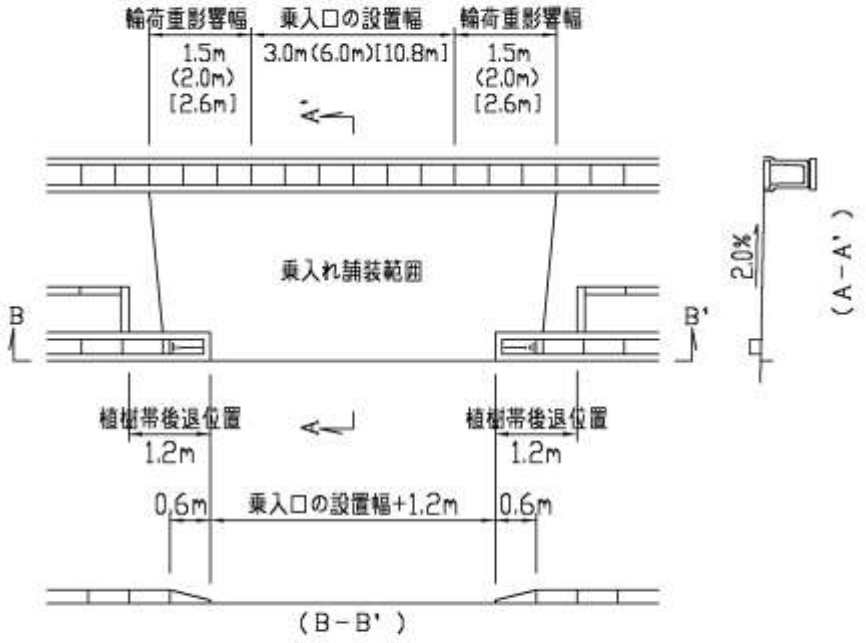


③ガードパイプ設置部

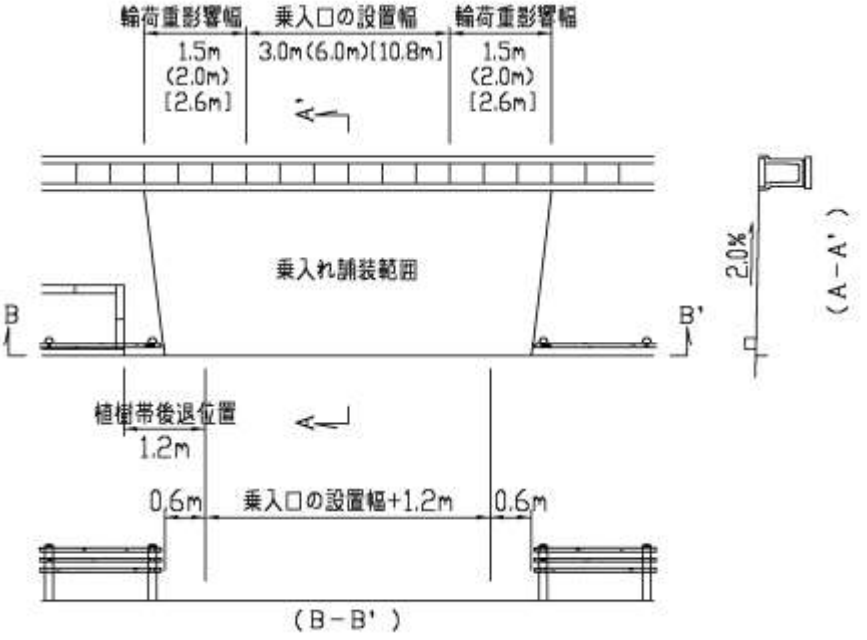

（ｃ）マウントアップ式

①一般部

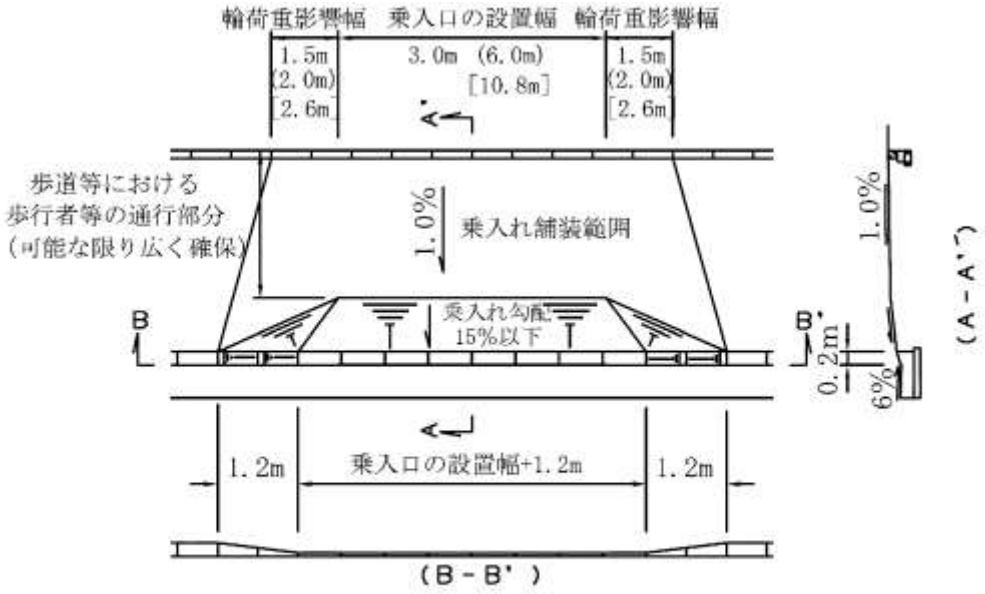


②植樹帯設置部

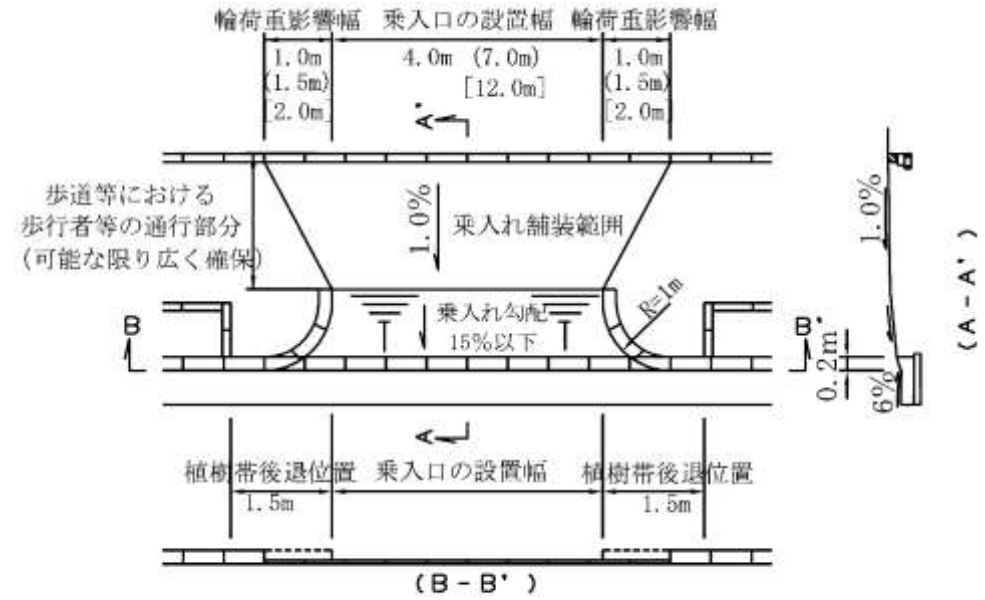

③ガードパイプ設置部

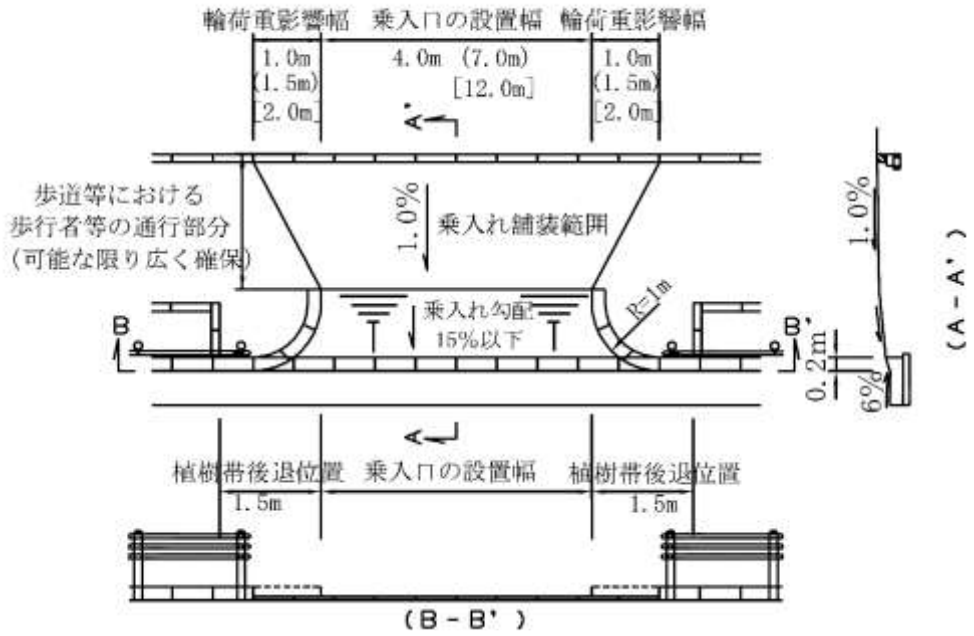
輪荷重影響幅
乗入口の設置幅
輪荷重影響幅
1.0m
(1.5m)
[2.0m]
4.0m (7.0m)
[12.0m]
1.0m
(1.5m)
[2.0m]
A'
A
歩道等における
歩行者等の通行部分
(可能な限り広く確保)
1.0%
乗入れ舗装範囲
乗入れ勾配
15%以下
R=1m
B
B'
1.0%
0.2m
6%
(A-A')
植樹帯後退位置
乗入口の設置幅
植樹帯後退位置
1.5m
1.5m
(B-B')

５．舗装

・歩道乗入部の舗装構成は下図のとおり施工すること。

・アスファルトと砕石の間にはプライムコート、アスファルトとアスファルトの間にはタックコートを塗布すること。

| | A型 | B型 | C型 |
|---|---|---|---|
| アスファルト舗装 | 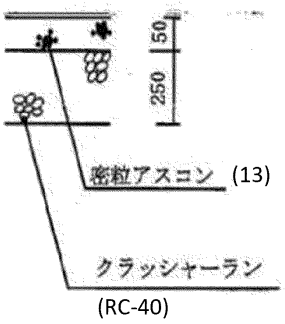 | 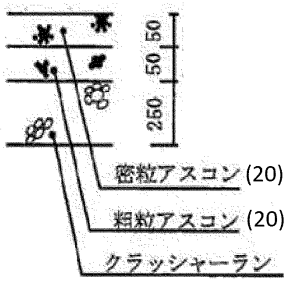 | 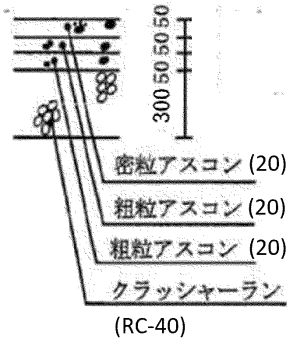 |
| コンクリート舗装 | 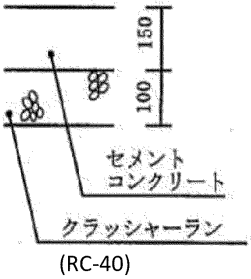 | 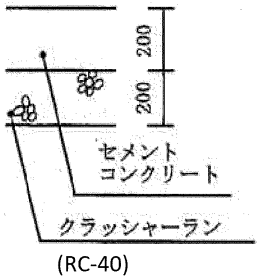 | 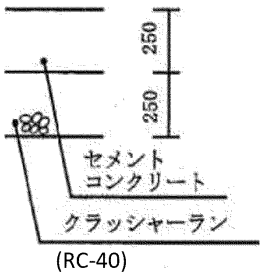 |

※A 型乗入口においては、アスコンの粒形は 13mm のものを使用すること。B 型、C 型乗入口にアスコンの粒形は 20mm のものを使用すること。ただし、現場状況によっては別途指示する場合があるため、土木管理課と協議し、使用する基礎材を決定すること。

※コンクリート舗装に用いるセメントコンクリートは、呼び強度（設計基準強度）σ28＝21N／mm 以上とすること。

６．その他留意事項

・隣接する乗入口と一体化しないように、歩車道境界ブロック及び車止めポールで構造分離すること。

・乗入口開口部から 4m以内の街路樹については、移設・撤去等について土木管理課と協議し、指示を受けること。

・乗入口の設置角度は、原則道路中心線に対し直角に設置すること。

7．側溝入替え

①入替え範囲

本手引き 5 ページ、「(1) 乗入口新設 4.乗入口の標準形状」に準じて土木管理課と協議し、施工範囲を決定すること。

②側溝

・歩道用側溝、車両未対応の側溝については入替えを行うこと。

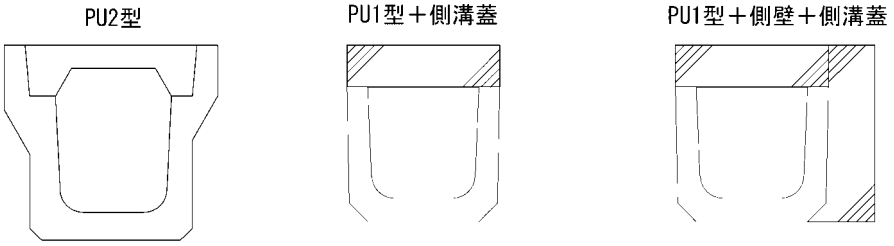


・A 型乗入れについては、PU3 型側溝を原則使用するものとするが、地形や取付ける側溝敷高に調整が生じる場合は、土木管理課と協議をして可変側溝等を使用すること。

・B 型乗入れについては、A 型乗入れと同様の構造とするが、飲食店やコンビニ等、車両の往来が多い店舗や、民地側より表面排水が多く流れ込む見込みがある箇所は、音鳴り対策及び排水対策のため、C 型乗入れと同等の構造とすること。

・C 型乗入れについては、大型車による側溝蓋の損傷が想定されるため、横断側溝（細目グレーチング蓋ボルト固定式)、またはスリット付き円形水路（横断用）を使用すること。スリット付き円形水路を使用する場合には、水路の起点と終点に集水桝を設置すること。

・乗入口を設置する民地部分において、アスファルト舗装又はコンクリート舗装を行わず、砂利で民地部分を造成する場合、スリット側溝ではスリット部に砂利が挟まり、その箇所に荷重がかかった際に壊れる可能性があるため、細目グレーチング蓋ボルト固定式側溝を使用すること。

・側溝入替えを行う場合は、入替え前と同等の通水断面を確保できる構造で行うこと。蓋の無い側溝から PU3 型側溝への入替えの場合、落蓋分の厚み約 9 ㎝分の通水断面減少が生じるので、それを考慮して同等の断面を確保できる側溝サイズを選定すること。（下図及び本手引き 30 ページ以降の別添図を参照）

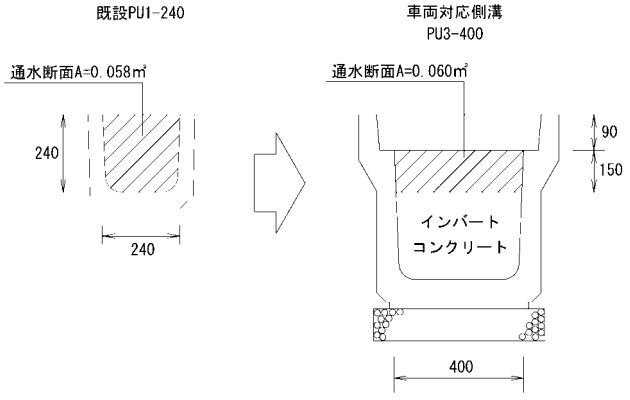

・側溝蓋について、A型乗入れは1枚グレーチング蓋（T-25 細目ノンスリップ）を設置し、B 型乗入れにおいては、土砂堆積が確認できるように、乗入れの起点と終点に各1枚ずつグレーチング蓋を設置すること。
・側溝の下に敷モルタル 20mm、基礎材（基礎砕石）100mm を施工すること。ただし、大型車・中型車の乗入れが見込まれる箇所、繰り返し荷重が多く見込まれる乗入口については、基礎材（基礎砕石）と敷モルタルの間に基礎コンクリート 100mm を施工すること。

図５．側溝横断部基礎コンクリート

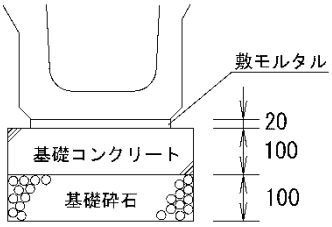


③集水桝（C 型スリット付き円形水路使用時）
・集水桝の内幅は側溝内空幅(もしくは管径)＋200mm を標準とする。
・泥溜めは 150mm 確保すること。
・桝蓋はグレーチング蓋（T-25 細目ノンスリップ、ボルト固定）を使用すること。
・集水桝の下に敷モルタル 20mm、基礎コンクリート 100mm、基礎砕石 150mm を施工すること。

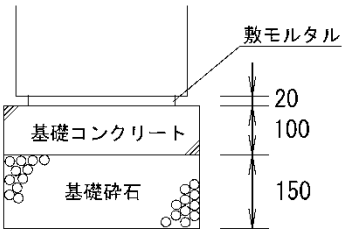


④排水勾配
・既設側溝の排水勾配に合わせること。
・側溝の敷調整用のインバートは 50mm 以上の厚みで施工すること。
⑤既設構造物への接続
・既設側溝との接続部について、既設側溝と同等の通水断面が確保できるように擦り付けを行うこと。
・擦り付け角度は 30 度未満にすること。
・擦り付け部の蓋は移動防止金具の付いた縞鋼板を用いること。
・既存側溝と構造が異なるもの（横断側溝、スリット側溝、横断暗渠など）を接続させる場合は、既存構造物と新設構造物との間に集水桝を設置すること。
⑥舗装
・各施工内容に応じて土木管理課と協議し、舗装範囲を決定すること。
・アスファルトと砕石の間にはプライムコート、アスファルトとアスファルトの間にはタックコートを塗布すること。

・乗入口の透水性舗装については、過去の実績より車両の切り返しの際に剥離が生じるため、採用しないこと。
・道路掘削部の舗装は、掘削幅に対し影響幅分 300mm を加えて施工すること。ただし、絶縁線又は舗装端までの距離が 1.2m 未満(掘削部分より 1.5m 未満)のときは、絶縁線又は舗装端まで舗装復旧すること。

（２）乗入口撤去
・乗入口を撤去する際は、歩車道境界ブロックを使用し閉塞すること。
・マウントアップ箇所は、スロープ部を盛土し歩道高に合わせ舗装すること。
・植栽帯の復旧は不要とする。

（３）乗入口移設
・乗入口の移設を行う場合は、移設先の構造は本手引き 3 ページ「（１）乗入口新設」の基準に準じて設置を行うこと。
・既設乗入口の閉塞は、前号「（２）乗入口撤去」の基準に準じて行うこと。

（４）乗入口拡幅
・既設乗入れを拡幅する場合は、本手引き 3 ページ「（１）乗入口新設」に沿って土木管理課と協議して決定すること。ただし、一般家庭の乗入口の幅は、A 型乗入れの大きさまでとすること。

# Ⅱ．道路改良編

道路改良における承認工事については、主に「愛知県建設局　道路構造の手引き」に準ずるが、一部独自の基準を設けている。下記に明示するものは一般市道の道路改良であり、幹線道路等に関わる諸元や、本手引きに記載のない事項は「愛知県建設局　道路構造の手引き」に準ずるものとする。

## （1）道路計画

### 1．道路形状

・道路計画を図るにあたり、下図のような行き止まり道路は、特定の利用に留まり、公共性が低いと判断されることから、市は移管を受けないため、道路計画を図る際に道路を市に移管することを希望する場合は留意すること。

行き止まり道路　事例１

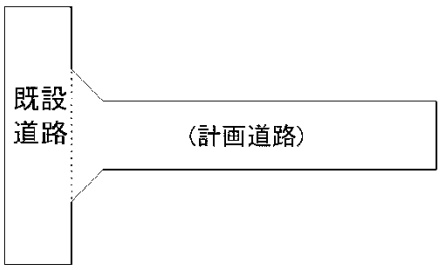


行き止まり道路　事例２

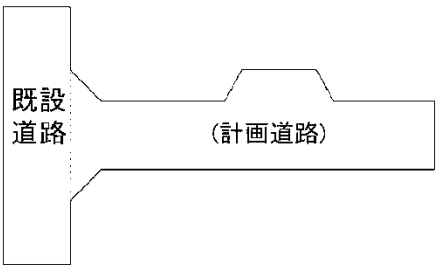


行き止まり道路　事例３

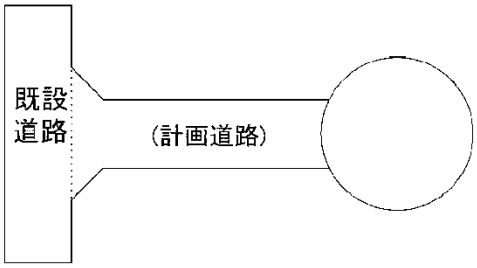


行き止まり道路　事例４

### 2．道路取付部

既設道路と計画道路（既設道路を部分的に拡幅する場合は別途土木管理課と協議）の取付部については下記事項に留意すること。

① 緩勾配区間

・計画道路幅員が 6m以内の道路では、交差点の取付け部及び交差点前後については、停止線の配置が決定している場合は停止線から 6mを、停止線の配置が未定又は停止線が不要な場合は、次頁図のとおり隅切りから 6mまでの区間を傾斜率 2.5%以下の緩勾配とすること。

それによらない場合は、適切な傾斜率について土木管理課と協議すること。また、主道路の縦断勾配に、従道路及び計画道路の縦断勾配を影響させてはならない。

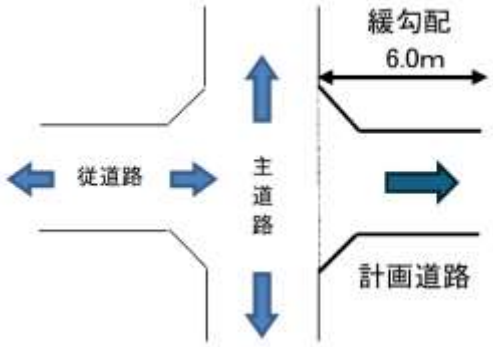


②交差角

・取付角度は直角又は直角に近い角度に交差するように計画し、原則として75°以上とすること。

③隅切り

・道路が同一平面で交差又は接続する場合においては、歩行者、自転車、自動車等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な通行ができるように、隅切りを設けること。

・隅切りは、原則として道路の分岐箇所の両端に設け、隅切りの長さは、3m以上とすること。

ただし、交差する道路によっては、前述した隅切りの条件を満たすことが困難な場合があるため、その場合は土木管理課と協議のうえ決定すること。

・用地等の条件により片方の隅切りが確保できない場合は、計画道路内に仮想隅切りを設けること。

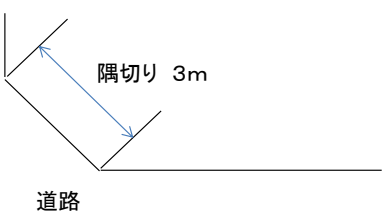


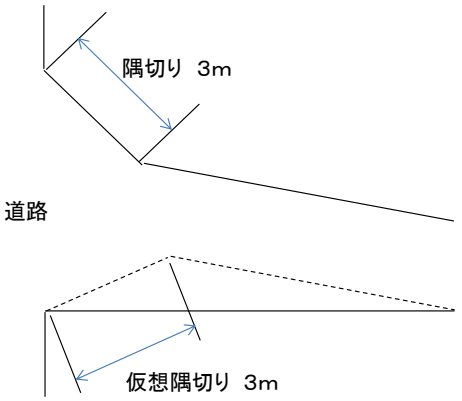

３．道路横断勾配

・道路横断勾配は傾斜率 1.5%を標準とする。

・既設道路を部分的に拡幅する場合や、既設道路に排水施設がない場合は、道路の表面排水の流域が増えないように新設舗装部から新設排水施設側に勾配をつけること。

４．その他

・交差点部には交差点マーク及び停止指導線を設置すること。

・既設 T 字交差点付近に新設道路を計画する場合は、近接する箇所に新規交差点ができないよう既設交差点に取付ける等の計画を行うこと。

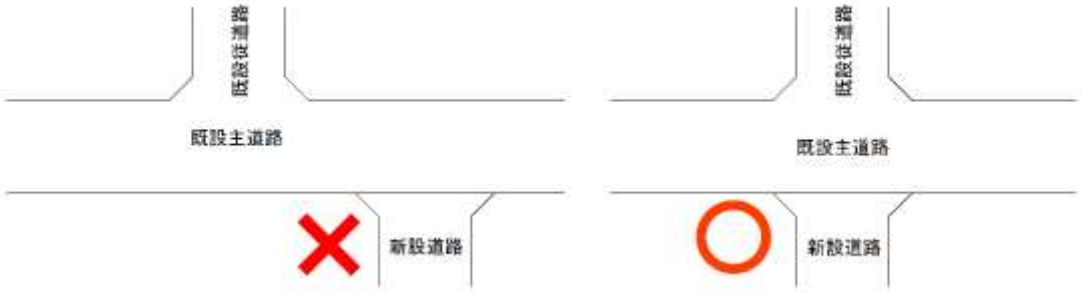


・都市計画法第 32 条の開発行為に関わる接道拡幅については、開発区域内に設置する道路と同等の幅で計画すること。用地の制限等により幅員確保が難しい場合は、沿線住民に説明し、計画について同意を得るとともに、車両のすれ違いが可能な場所を計画し、車両の軌跡図を基に土木管理課と協議すること。

（２）排水施設

１．排水勾配

・現地の状況その他を考慮して、排水勾配の基準とする傾斜率は 0.3～10%とするが、やむを得ず傾斜率が基準を満たさない場合は、当該箇所についての適切な傾斜率を土木管理課と協議すること。

２．通水断面

・土地形状の変更等により、広域に側溝の配置が必要な場合は、流域を考慮し流量計算を実施し、計算結果を基に側溝の通水断面を決定すること。

・路面の排水に用いる側溝の最小断面は、流量計算の結果にかかわらず適切な維持管理を実施するため、通水断面は 0.3m×0.3m とする。なお、高さの 0.3mには落蓋は含めないこと。ただし、既設側溝の入替えや、接続する側溝の通水断面が 0.3m×0.3m未満の場合は、適切な通水断面について土木管理課と協議すること。

３．側溝

・新規で排水施設を設置する場合は、T-25 の PU3 型側溝を原則使用すること。ただし、地形や取付ける側溝敷高に調整が生じる場合は可変側溝等を使用すること。その際は、使用する側溝について土木管理課と協議すること。

・側溝蓋についてはコンクリート製蓋を使用すること。ただし、10ｍの距離に対し、5ｍに 1 枚の配置で 500mm 分のグレーチング蓋（T-25 細目ノンスリップＬ=500mm）を設置すること。

・道路改良にあたり、既設側溝が車両未対応の側溝については側溝の入替えを行うこと。

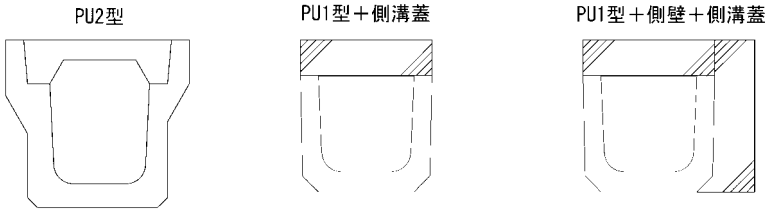


・入替えを行う場合は、入替え前と同等の通水断面を確保できる構造で行うこと。蓋の無い側溝から PU3 側溝への入替えの場合、落蓋分の厚み約 9 ㎝分の通水断面減少が生じるので、それを考慮して同等の断面を確保できる側溝サイズを選定すること。ただし、現場状況によって排水勾配が確保できればこの限りでない。（下図及び本手引き 30 ページ以降の別添図を参照）

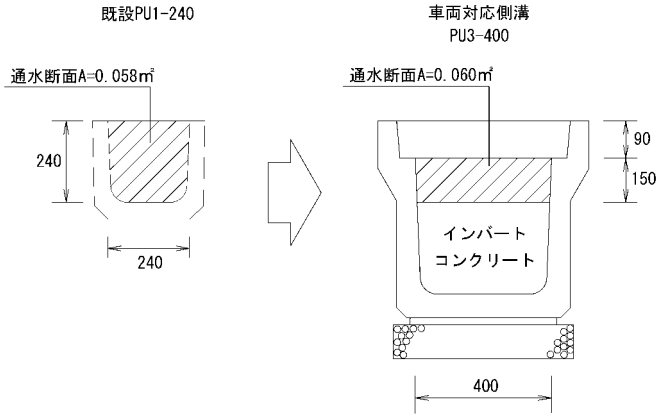

・宅地造成に伴い、区画割りする土地の前面に側溝が設置されていない場所について、連続して 3 区画以上の造成を行う場合は、浅層埋設された横断排水管が近接した箇所に埋設されることを防ぐため、官民境界線（官地側）又は道路後退線（道路後退部分を寄附する場合）に側溝、横断側溝、及び集水桝を新設すること。

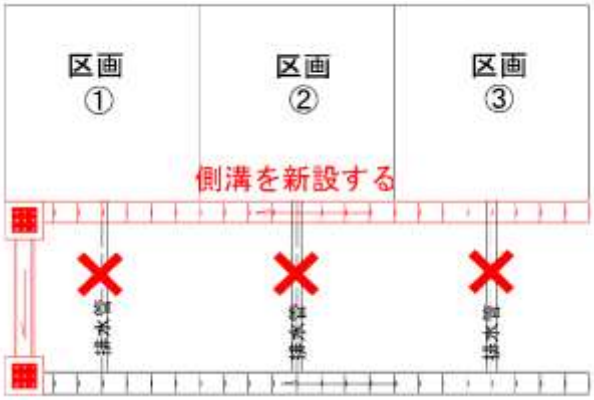


・側溝下部に敷モルタル 20mm、基礎材（基礎砕石）100mm を施工すること。ただし、車両通行時に常時タイヤが載ることが想定される箇所、繰り返し荷重が多く見込まれる路線については、敷モルタルと基礎材の間に基礎コンクリート 100mm を施工すること。

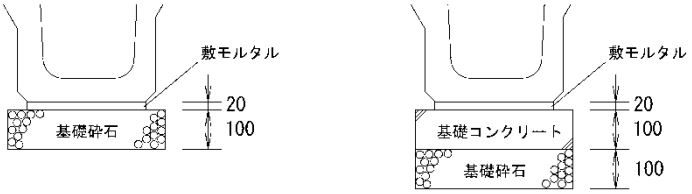


・側溝の端末処理で、側溝蓋の切断が必要となる場合は、片辺が 250mm 以上確保すること。250mm 未満となる場合や側溝蓋が鋭角となる場合は、残存型枠と格子状に配置したφ10mm 以上の鉄筋により現場打ちにて側溝蓋を施工すること。

4．道路横断部

・道路横断部は、横断側溝、スリット側溝（横断用）、横断暗渠、台付管のいずれかを使用すること。

・横断暗渠、台付管については、必要な土被りやアスファルトの敷設が可能か土木管理課と協議し、適切な部材を選定すること。

・新設する道路や、既設道路を部分的に拡幅する場合で、既設の道路と取付く箇所や坂路により表面排水が多く流入する箇所（緩勾配区間を設けなければならない路線）においては、排水処理能力の高い横断側溝（全面グレーチングタイプ）を採用すること。

・横断側溝の下部には、基礎材と敷モルタルの間に基礎コンクリート 100mm を施工すること。

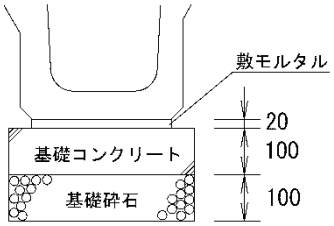


５．集水桝

・集水桝の内幅は側溝内空幅(もしくは管径)＋200mm を標準とする。
・泥溜めは 150mm 確保すること。
・集水桝の蓋はグレーチング蓋（T-25 細目ノンスリップ、ボルト固定）を使用すること。
・集水桝の下部に基礎砕石 150mm を施工すること。ただし、車両通行時に常時タイヤが載ることが想定される箇所、繰り返し荷重が多く見込まれる路線については、基礎材と集水桝の間に基礎コンクリート 100mm を施工すること。

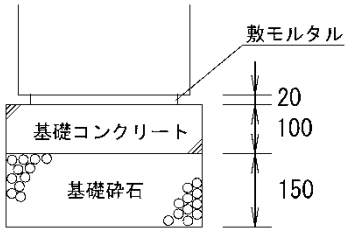


６．小口止め

・道路ののり面が官地の場合で、排水構造物及び道路天端の高さとのり面の高さを擦り付ける場合は小口止めを施工すること。
・小口止めの構造については、厚さ 300mm、根入れについては、のり面の高さより 300mm 以上確保し現場打ちコンクリートで施工すること。また、小口止め下面に基礎材（基礎砕石）100mm を施工すること。

（３）舗装

・舗装は下図の構成で行うこと。

| | 一般市道 | ２級路線 | １級路線 |
|---|---|---|---|
| アスファルト舗装 | 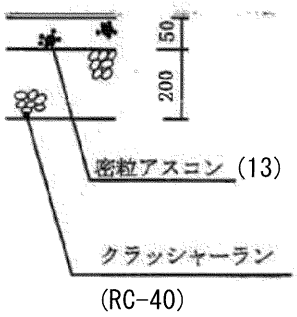 | 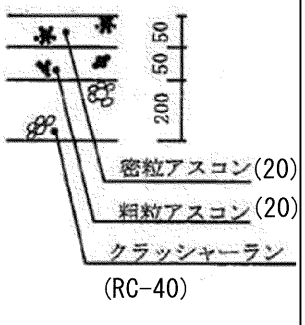 | 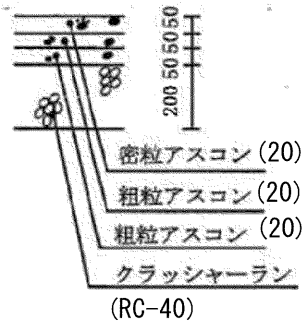 |
| コンクリート舗装 | 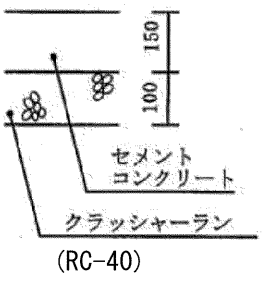 | 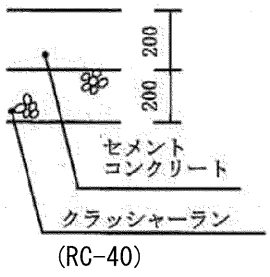 | 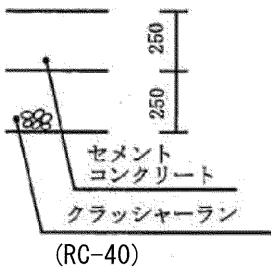 |

・アスファルトと基礎砕石の間にはプライムコート、アスファルトとアスファルトの間にはタックコートを塗布すること。

・雨水浸透阻害行為の対策手法について、透水性舗装は採用しないこと。

・道路掘削部の舗装は、掘削幅に対し影響幅分 300mm を加えて施工すること。ただし、絶縁線又は舗装端までの距離が 1.2m未満(掘削部分より 1.5m未満)のときは、絶縁線又は舗装端まで舗装復旧すること。

（４）のり面保護・擁壁

・道路と民地に高低差が生じる場合は、のり面勾配 1:1.8 以下を確保すること。

・官地又は帰属予定地ののり面には防草対策として張コンクリート（t=100）を施工すること。

・道路と民地に高低差が生じ、のり面用地が確保できない場合は擁壁を設置すること。

・車両耐荷重の無い板柵、コンクリートブロック積は、市は移管を受けないため、構造計算書等を基に事前に市と施工について協議し、適切な計画をすること。

・擁壁の設置に必要な根入れについて、プレキャスト製品については内容が確認できるカタログ等を、現場打ちであれば構造計算書を申請書に添付すること。
・道路に隣接する民地側に設置する擁壁においては、当該擁壁が破損した場合に道路交通に支障をきたすため、建築基準法で定められた建築基準に適合した擁壁を設置すること。

（5）道路安全施設

1．防護柵

・道路改良を計画するうえで、車両の衝突等の危険性が新たに生じる可能性がある箇所には車両用防護柵を設置すること。また、通学路など、歩行者が多く通行する路線においてはガードパイプを設置すること。
・道路隣接地が鉄道や河川等、隣接地に立ち入ると危険な箇所については、歩行者自転車用柵、又は、立ち入り防止柵を設置すること。

2．視線誘導標（デリネーター）

・既設道路を部分的に拡幅した道路と既設道路の幅員に差異ができる箇所においては、通行時に歩行者・車両が視認できるよう、視線誘導標を設置すること。
・車両用防護柵には支柱毎に視線誘導標を設置すること。
・その他土木管理課が必要と判断した場合には視線誘導標を設置すること。

3．その他

・交差点の視認性が低い箇所にはカーブミラーの設置を計画し、所管課である防災交通課とカーブミラーの移管に関して協議を行い、土木管理課への申請資料にも協議結果に基づき設置について明記すること。
・公安協議により規制標識等の設置の指示があった際には、犬山警察署と構造、設置場所について協議を行い、土木管理課への申請資料にも協議結果に基づき設置について明記すること。

（6）その他

・近接する水路周りや、のり面を盛土し平地に変更する箇所については、防草対策として防草シートを敷設し、その上に単粒砕石敷き均しを行うこと。

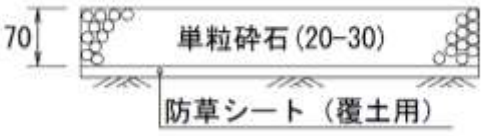

# ３．提出書類

承認工事申請時に提出する書類は以下のとおりとする。

（１）道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書・工事仕様書・誓約書

・様式は犬山市ホームページ　ホーム＞オンライン・郵送手続き＞申請書ダウンロード＞申請書ダウンロード（土木管理課）＞承認工事申請　からダウンロード可能。

・下記 URL からでも直接 Word 形式でダウンロード可能。
https://www.city.inuyama.aichi.jp/online/shinsei/1007670.html

・申請書の裏面が工事仕様書になるように両面印刷で提出すること。

・申請書右上の住所氏名欄は施工業者名ではなく、土地所有者又は土地使用者を記載すること。

・工事概要欄に全て記載することが困難な場合は、工事概要欄は「別紙のとおり」とし、任意様式にて工事概要を作成し、申請書に添付すること。

・施工業者が未定の場合は、申請書施工方法欄及び工事仕様書施工者欄に「未定」と記載すること。

・工事の期間欄は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで」または「〇年〇月〇日から〇〇日間」と記載すること。

※工事開始日が未定の場合は、着手日を「許可日から」と記載すること。

・添付書類欄より下欄は、申請者は記載しないこと。

（２）位置図

・縮尺 1/3000～1/1500 程度のもので、申請地を朱書きで明示すること。

（３）現況図

・縮尺 1/250～1/100 程度もので、現況の構造物や路面高等を図示すること。

・官民境界線を明示すること。

（４）計画図

・縮尺 1/250～1/100 程度もので、新設する構造物や路面高等も図示すること。

・施工延長・構造物の規格・計画高を記載すること。

・舗装範囲については、掘削幅と影響巾を図示すること。

・官民境界線を明示すること。

（５）縦断図

・縮尺 1/30 程度のもので、側溝や道路の縦断勾配を図示すること。

（６）横断図

・縮尺 1/30 程度のもので、施工する構造物周辺の復旧方法や道路の横断勾配を図示すること。

・官民境界線を明示すること。

（７）構造図

・申請にて新設する構造物の寸法を図示すること。

・構造物下部の基礎構成を図示すること。

（８）交通規制図

・警察署へ提出する道路使用許可申請書に添付する交通規制図を、本申請についても添付すること。

・通行止めを実施する場合は迂回路図を交通規制図に明示すること。

（９）公図（写し）

・3 ヶ月以内に法務局にて発行した公図の写しに申請地を朱書きで明示すること。

(10) 同意書

・施工箇所に隣接する土地所有者、及び当該工事の影響を受ける対側の土地所有者へ施工の同意を得ること。

・当該施工に同意する旨を明記し、隣接する土地所有者、及び対側の土地所有者が署名捺印した同意書（任意様式）を添付すること。

(11) 現況写真

・現況写真に当該工事の施工範囲を図示すること。

(12) その他

・新設する構造物が既製品の場合は、使用する構造物のカタログを添付すること。

・その他土木管理課との協議で申請に際して必要と判断された書類を添付すること。

# ４．問い合わせ先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

犬山市役所都市整備部土木管理課（市役所２階）

Tel　0568-44-0334（課直通）

Fax　0568-44-0366

Mail　080300@city.inuyama.lg.jp

# 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書

令和〇年　〇月　〇日

犬山市長

〒484-8501
住　所　犬山市大字犬山字東畑 36 番地
氏　名　犬山　太郎
担当者
ＴＥＬ　0568-61-1800

道路法第 24 条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 施行目的 | 乗入口の設置 | | |
| 施行場所 | 路線名 | 犬山〇〇号線 | (歩道)・車道・その他（　　） |
| | 場　所 | 犬山市大字犬山字東畑 36 番　地先 | |
| 工事概要 | 工事種別 | 施行数量 | |
| | 側溝入替 | 〇m | |
| | 歩車道境界ブロック(切下げ) | 2 箇所 | |
| | 乗入用舗装 | 〇㎡ | |
| 工事の期間 | 令和〇年　〇月　〇日から<br>令和〇年　〇月　〇日まで | 日間 | |
| 施行方法 | 直営　(請負) | | |
| | 施工業者　住　所　犬山市大字〇〇字〇〇　〇〇番地 | | |
| | 業者名　〇〇株式会社 | | |
| | 担当者　〇〇　〇〇 | | |
| | 連絡先　0000-00-0000 | | |
| 添付書類 | 位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他（　　） | | |

道路工事施行承認について　　第　　号

年　月　日

申請者殿

道路管理者　犬山市長

別紙条件を付して、上記のとおり承認する。

（裏面につづく）

【裏　面】

# 工　事　仕　様　書

1　工事中は愛知県道路工事保安設備設置基準に基づき工事標識・保安設備等を設け、特に夜間は赤色灯を設けるなど第三者への事故防止のため、措置を講ずるものとする。

2　工事着手前には、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項による所管警察署長の許可を受ける。

3　工事の施行に際しては、この申請の添付図面及び工事仕様書によるほか、次の事項に特に留意する。

(1)　資材の搬入出等工事車両の運行に当たっては、交通に支障とならぬよう十分注意する。また、資器材等を道路上に放置する等交通に支障を与える行為をしない。なお、路面を汚損した場合は、申請者において速やかに撤去・清掃・復旧等を行う。

(2)　工事材料は、別に指示のない限り日本工業規格等により検査・試験に合格した物を使用し、変質・汚損等の恐れがある物は使用しない。また、使用する材料の規格・種別等は、添付図面に明示する。

(3)　盛土及び埋戻しは、十分突き固め、工事完成後に沈下及び破損の発生のないよう施工する。なお、後日不具合が発生した場合は、その補修を施行する。

(4)　側溝等の排水流末は、工事施工時及び完成後を問わず、その流水により道路法面等の構造物を損傷させぬよう処置する。また、工事中に流水を妨げることのないように関連排水施設の清掃に努める。

(5)　コンクリートの打設後は、十分に養生期間をとる。

(6)　舗装の施工は、使用する材料の出荷元が指定する各時点（出荷時、敷均し時、初期転圧時）での温度範囲により施工温度を管理し、所定の方法により施工する。

(7)　申請者は、工事着手後にあっても道路管理者が道路管理上必要と判断した場合に追加で付される条件についても遵守する。

4　工事に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

5　工事において、他の道路・水路等の公共用物を損傷した場合は、道路管理者へ速やかに報告し、その指示により復旧する。

6　工事が完了したときは、速やかに写真（各工種の着工前・完了・施工状況、出来形管理、品質管理等の状況や数値基準を満たすことが確認できるもの。）その他の関係書類を添えて、道路管理者に届け出て検査を受けるものとする。

7　前項の検査は、犬山市工事検査要領に準じた基準により実施するものとする。

8　その他の事項については、愛知県土木工事標準仕様書によるほか、道路管理者の指示に従うものとする。

9　この工事の設計・施工監理は次のものが担当する。

設計〈社名〉＿○○株式会社＿＿　〈監理者氏名〉＿○○○○＿　〈tel〉＿0000-00-0000＿

施工〈社名〉＿○○株式会社＿＿　〈監理者氏名〉＿○○○○＿　〈tel〉＿0000-00-0000＿

以上

# 誓　約　書

犬 山 市 長

私は、別紙のとおり下記申請地に関して、道路法第 24 条の規定に基づき「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」を提出しましたが、承認の上は所定の規定・条件・指示事項等を遵守し工事を施工します。

万が一、当該申請に係る規定・条件・指示事項等に違反して施工した場合や、当該申請に係る工事に起因して第三者に損害を与える等問題が生じた場合には、理由に関わらず、工事施工者と連帯の上、当方の責任と負担において解決します。

竣工後は速やかに完了届及びその関係書類を犬山市に提出し、検査を受け違反なき場合は、当該申請に伴い道路敷地に設けた施設その他物件を無償で犬山市に帰属します。また、道路敷地となる土地についても、別に合意するものがない限り、設けた施設と同様に無償で犬山市に帰属します。

検査において、修正・補正等の不備が指摘された場合は、速やかに対応し、指摘事項に対して修正等の内容がわかる書類を提出し、再度検査を受けます。検査に合格できないときは、廃止届を提出し設けた施設等を撤去する等現状復旧を行います。

なお、当該申請に係る施設その他物件が、引き渡し後１年の間に剥離、沈下、亀裂その他の損傷が生じた場合や、当該申請に係る規定・条件・指示事項に違反して施工したことが判明した場合には、当方において早急に補修・改修します。

記

１．申　請　地　　犬山市大字犬山字東畑 36 番　地先

上記のとおり誓約致します。

令和〇年　〇月　〇日

〈申　請　者〉

住　所　犬山市大字犬山字東畑 36 番地

氏　名　犬山　太郎

電　話　（０５６８）６１―１８００

様式第２（第２条関係）

# 道路に関する工事の設計及び実施計画承認変更申請書

令和○年　○月　○日

犬山市長

〒484-8501
住　所　犬山市大字犬山字東畑 36 番地
氏　名　犬山　太郎
担当者
ＴＥＬ　0568-61-1800

道路法第 24 条の規定により、道路工事施行承認の変更を申請します。

| 区　分 | 変　更　前 | 変　更　後 |
|---|---|---|
| 承認年月日及び指令番号 | 令和○年　○月　○日<br>○○○第○○○号 | |
| 施工目的 | 乗入口の設置 | 同左 |
| 施工場所 | 犬山市大字犬山字東畑 36 番地先 | 同左 |
| | 市道犬山○○○号線 | 同左 |
| 工事の種別 | 側溝入替<br>乗入用舗装 | 側溝入替<br>歩車道境界ブロック（切下げ）<br>乗入用舗装 |
| 施工数量 | ○m<br>○㎡ | ○m<br>○箇所<br>○㎡ |
| 工事の期間 | 令和○年○月○日から<br>令和○年○月○日まで | 令和△年△月△日から<br>令和△年△月△日まで |
| 施工方法 | 請負<br>施工業者　○○株式会社<br>担当者　○○　○○<br>連絡先　0000-00-0000 | 請負<br>施工業者　○○株式会社<br>担当者　○○　○○<br>連絡先　0000-00-0000 |
| 変更理由 | ○○○のため | |
| 添付書類 | 位置図・許可書(写)・計画図・変更事項に関するもの | |

道路工事施工承認について　　第　　号
年　月　日

申請者様

道路管理者　犬山市長

別紙条件を付して、上記のとおり承認する。

様式第７（第８条関係）

# 工　事　完　了　届

令和〇〇年　〇月　〇日

犬　山　市　長

住　　所　犬山市大字犬山字東畑 36 番地
氏　　名　犬山　太郎
電話番号　0568-61-1800

下記のとおり、完了しました。

記

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 許可（承認）年月日及び指令番号 | 令和〇〇年　〇月　〇日 |
| | | 〇〇〇第〇〇〇号 |
| 2 | 工　事　の　場　所 | 犬山市大字犬山字東畑 36 番地先 |
| | | 市道犬山〇〇号線 |
| 3 | 工　事　の　種　別 | 側溝入替、歩車道境界ブロック（切下げ）、乗入用舗装 |
| 4 | 完　了　年　月　日 | 令和〇〇年　〇月　〇日 |

備考　工事写真を添付すること。

| |
|---|
| 上記「工事完了届」に基づき、令和　　年　　月　　日に現地立会（確認）をそたので、報告します。<br>立会（確認）者職名 |

# 承認工事　完了写真項目一覧表

許可番号:

申請者:

| 項目 | | 該当 | 写真 |
|---|---|---|---|
| **着手前・完了後** | | 有・無 | 有・無 |
| **構造物設置（構造物毎）** | 舗装切断 | 有・無 | 有・無 |
| | 舗装破砕 | 有・無 | 有・無 |
| | 掘削状況 | 有・無 | 有・無 |
| | 掘削深<br>（掘削完了高） | 有・無 | 有・無 |
| | 基礎砕石<br>（幅、厚さ、転圧状況） | 有・無 | 有・無 |
| | 基礎コンクリート<br>（幅、厚さ） | 有・無 | 有・無 |
| | モルタル敷<br>（幅、厚さ） | 有・無 | 有・無 |
| | 各構造物設置状況 | 有・無 | 有・無 |
| | 集水桝泥溜寸法 | 有・無 | 有・無 |
| | インバートコンクリート<br>（厚み：5cm以上） | 有・無 | 有・無 |
| | 既設側溝とのつなぎ部<br>同等断面確保<br>※ボトルネックに注意 | 有・無 | 有・無 |
| | 使用材料検収<br>（寸法、種類） | 有・無 | 有・無 |
| | Co巻き（排水管等）<br>（縦横寸法） | 有・無 | 有・無 |
| | 雨水浸透阻害対策<br>（対策構造物） | 有・無 | 有・無 |
| | 張コンクリート<br>（厚さ） | 有・無 | 有・無 |
| **埋戻（各構造物1箇所以上）** | **下層路盤** | | |
| | ・転圧状況 | 有・無 | 有・無 |
| | ・転圧厚さ<br>**※各層20cm以内で転圧** | 有・無 | 有・無 |
| | **路床（下層路盤下面より1ｍの範囲）** | | |
| | ・転圧状況 | 有・無 | 有・無 |
| | ・転圧厚さ<br>**※各層20cm以内で転圧** | 有・無 | 有・無 |
| | **路体（路床より下面　GL−1.3mより下）** | | |
| | ・転圧状況 | 有・無 | 有・無 |
| | ・転圧厚さ<br>**※各層30cm以内で転圧** | 有・無 | 有・無 |
| **仮舗装** | ・舗装転圧状況 | 有・無 | 有・無 |
| | ・仕上がり厚<br>※常温合材は禁止 | 有・無 | 有・無 |

| 項目 | | 該当 | 写真 |
|---|---|---|---|
| **本舗装** | 影響範囲確保<br>（仮舗装より+30cm） | 有・無 | 有・無 |
| | 舗装切断<br>（影響範囲） | 有・無 | 有・無 |
| | 仮復旧破砕 | 有・無 | 有・無 |
| | **不陸整正**<br>・転圧状況 | 有・無 | 有・無 |
| | ・舗装厚確保 | 有・無 | 有・無 |
| | **プライムコート**<br>・塗布状況<br>・全体塗布完了 | 有・無<br>有・無 | 有・無<br>有・無 |
| | **タックコート**<br>・塗布状況<br>・全体塗布完了 | 有・無<br>有・無 | 有・無<br>有・無 |
| | **合材温度**<br>敷設時 | 有・無 | 有・無 |
| | **舗装（表層）**<br>転圧状況<br>厚み | 有・無<br>有・無 | 有・無<br>有・無 |
| | **舗装（基層）**<br>転圧状況<br>厚み | 有・無<br>有・無 | 有・無<br>有・無 |
| | 絶縁線からの距離<br>※残存舗装復旧幅が1.2m未満の場合は併せて舗装 | 有・無 | 有・無 |
| | 舗装仕上がり寸法<br>（横断方向） | 有・無 | 有・無 |
| | **区画線（溶融式）**<br>施工状況 | 有・無 | 有・無 |
| | **カラー舗装（溶融式）**<br>施工状況 | 有・無 | 有・無 |

・道路掘削部の舗装は、（標準的に）掘削幅に対し影響幅分30cmを加えて施工すること。
残存舗装復旧幅(旧舗装の切れ間・桝などの構造物までの距離)が1.2m未満(掘削部分より1.5m未満)のときは、全面復旧(旧舗装の切れ間・桝などの構造物まで)舗装復旧すること。(隣接する開削工事跡含む)
・締め固め後の一層の厚さは、原則として路床部にあっては0.2m以下、路体部にあたっては0.3m以下で行うこと。
・下層路盤の施工については、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら1層の仕上がりの厚さを0.2mを超えないよう均一に敷均すること。ただしタンパー・振動ローラ等による締め固めの粒状路盤は路盤材の1層の仕上がり厚さを0.1m以下となるようまき出すこと。

※特記条件より一部抜粋。条件を十分確認の上、申請書通りの施工をお願いいたします。また、完了写真にて申請書通りの施工となっているか確認致しますので漏れのない撮影を行ってください。万が一申請書と異なる状況、施工となる場合は土木管理課に協議の上施工して下さい。

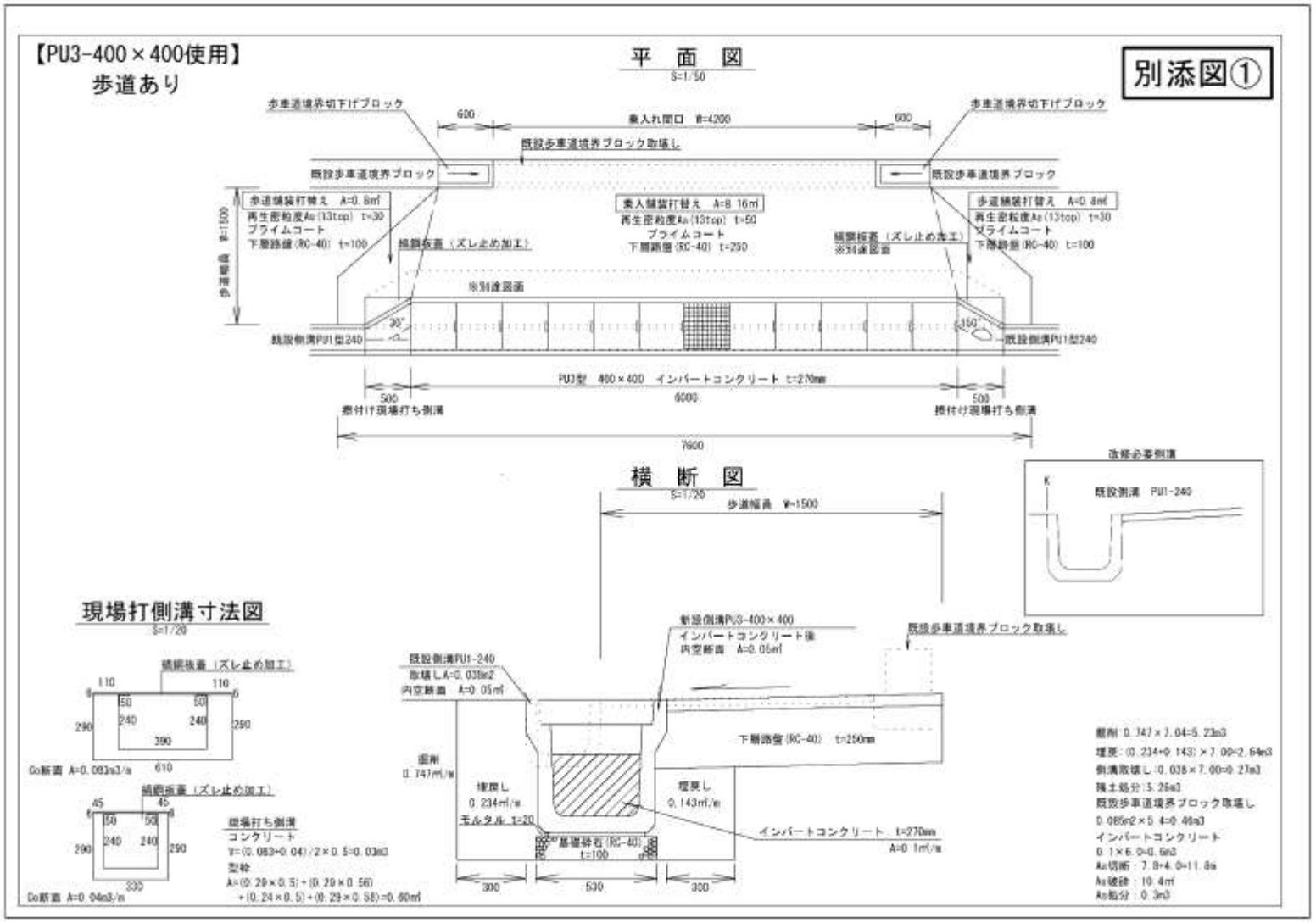
【PU3-400×400使用】
歩道あり
別添図①
平　面　図
S=1/50
歩車道境界切下げブロック
600
乗入れ間口　B=4200
既設歩車道境界ブロック取壊し
既設歩車道境界ブロック
歩道舗装打替え　A=0.8㎡
再生密粒度As(13top)　t=30
プライムコート
下層路盤(RC-40)　t=100
乗入舗装打替え　A=8.16㎡
再生密粒度As(13top)　t=50
プライムコート
下層路盤(RC-40)　t=250
横断勾配（ズレ止め加工）
※別途図面
歩道幅員　W=1500
30°
既設側溝PU1型240
PU3型　400×400　インバートコンクリート　t=270mm
6000
500
擁付け現場打ち側溝
7600
横　断　図
S=1/25
改修必要側溝
既設側溝　PU1-240
現場打側溝寸法図
S=1/20
110
50
240
290
390
610
Co断面　A=0.083m3/m
45
330
Co断面　A=0.04m3/m
現場打ち側溝
コンクリート
V=(0.083+0.04)/2×0.5=0.03m3
型枠
A=(0.29×0.5)+(0.29×0.56)
+(0.24×0.5)+(0.29×0.58)=0.60m²
新設側溝PU3-400×400
インバートコンクリート後
内空断面　A=0.05㎡
既設側溝PU1-240
取壊しA=0.038m2
内空断面　A=0.05㎡
掘削
0.747m²/m
埋戻し
0.234m²/m
モルタル　t=20
基礎砕石(RC-40)
t=100
下層路盤(RC-40)　t=250mm
埋戻し
0.143m²/m
インバートコンクリート　t=270mm
A=0.1m²/m
300
530
掘削 0.747×7.00=5.23m3
埋戻：(0.234+0.143)×7.00=2.64m3
側溝取壊し 0.038×7.00=0.27m3
残土処分：5.26m3
既設歩車道境界ブロック取壊し
0.085m2×5.4=0.46m3
インバートコンクリート
0.1×6.0=0.6m3
As切断：7.8+4.0=11.8m
As破砕：10.4m
As処分：0.3m3

【PU3-400×400使用】
歩道なし

別添図②

## 平　面　図
S=1/50

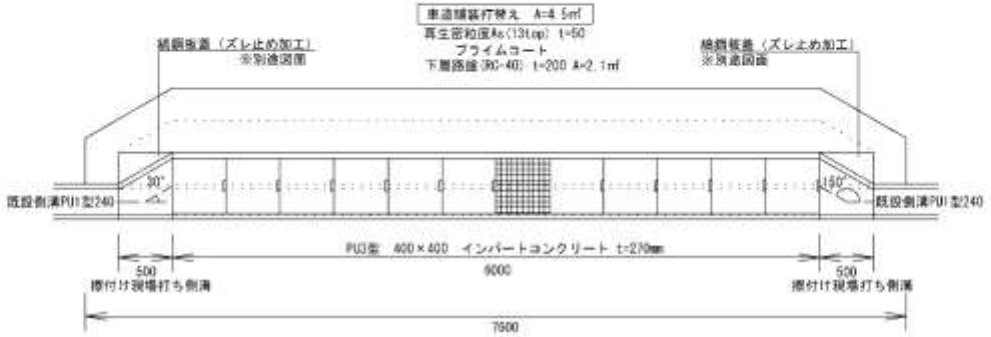


## 横　断　図
S=1/20

## 現場打側溝寸法図
S=1/20

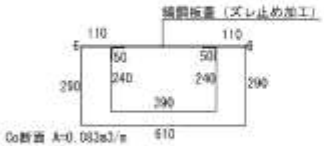

現場打ち側溝
コンクリート
V=(0.083+0.04)/2×0.5=0.03m³
型枠
A=(0.29×0.5)+(0.29×0.56)
+(0.24×0.5)+(0.29×0.56)=0.60m²

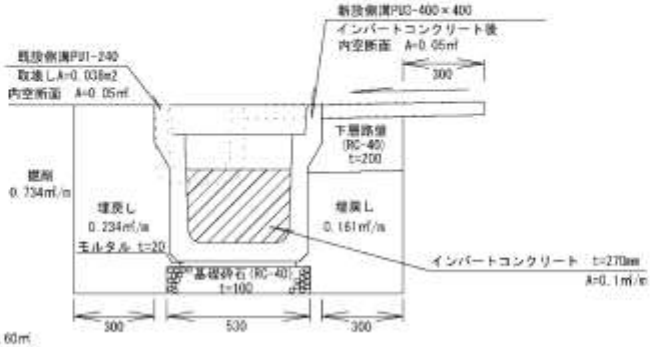


掘削：0.734×7.00=5.14m³
埋戻　(0.234+0.161)×7.00=2.77m³
側溝取壊し：0.038×7.04=0.27m³
残土処分：5.14m³
As版砕：6.4m²
As処分　0.3m³
As切断：8.7+7.76=16.46m
インバートコンクリート
0.1×6.0=0.6m³

【PU3-250×250使用】
歩道あり

別添図③

## 平　面　図

S=1/50

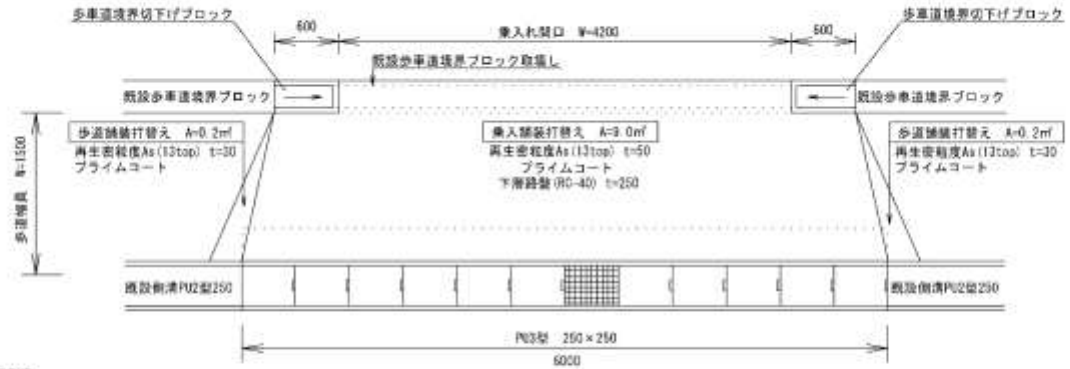


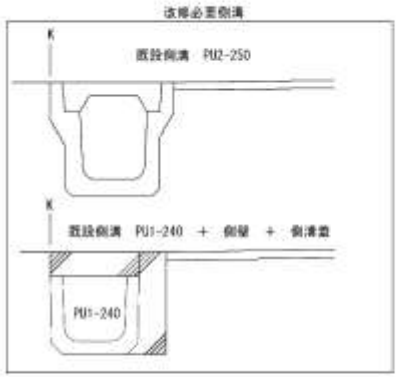


## 横　断　図

S=1/20

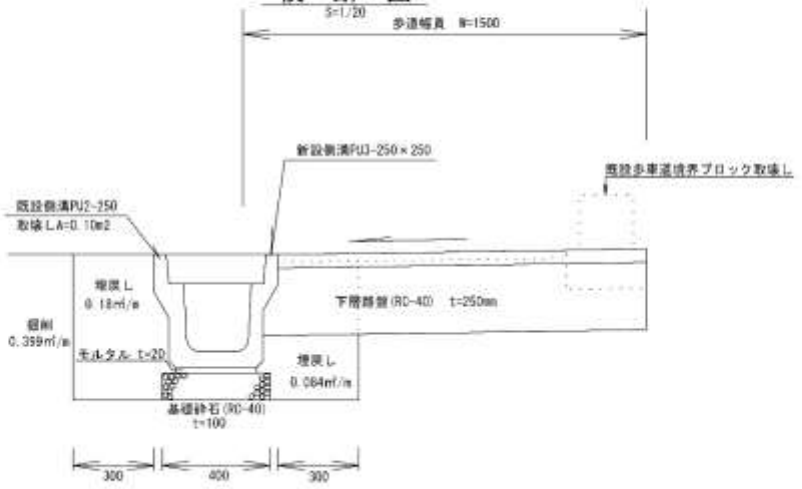


掘削 0.389×6.0=2.334m3
埋戻 (0.18+0.064)×6.0=1.584m3
側溝取壊し 0.10×6.0=0.6m3
残土処分 2.334m3
既設歩車道境界ブロック取壊し
0.085m2×5.4=0.46m3
As切断　6.6+3.0=9.3m
As破砕　8.3㎡
As処分　0.2m3

【PU3-250×250使用】
歩道なし

別添図④

## 平面図

S=1/50

車道舗装打替え A=3.95㎡
再生密粒度As(13top) t=50
プライムコート
下層路盤(RC-40) t=200 A=1.8㎡

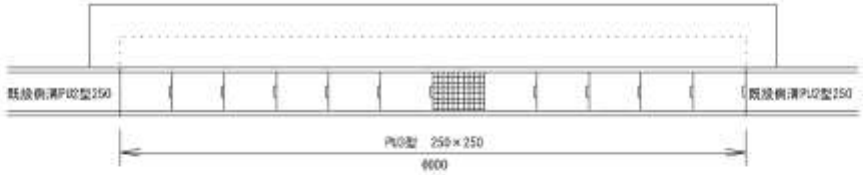


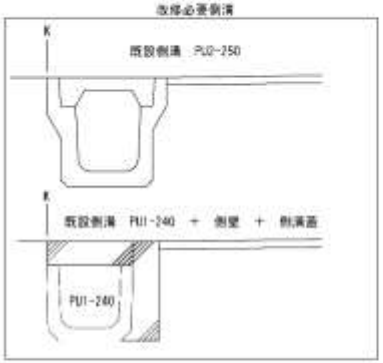


## 横断図

S=1/20

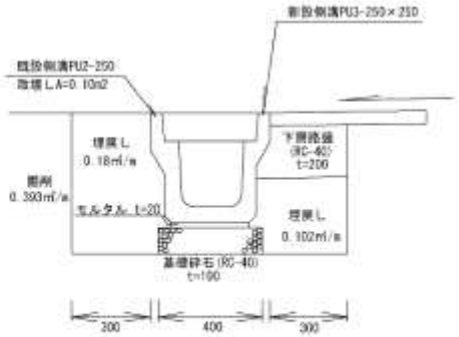


掘削 0.393×6.0=2.358m3
埋戻 (0.18+0.102)×6.0=1.692m3
側溝取壊し 0.10×6.0=0.6m3
残土処分 2.358m3

As切断 6.6+7.8=14.4m
As破砕 4.0㎡
As処分 0.2m3